

＜地域公共交通確保維持改善事業についての長久手市の取組予定＞

1. 補助事業活用可能性

- ・Nーバスは、陸上交通に対する枠組みの活用可能性があり、その中でも「地域間幹線系統」と「地域内フィーダー系統」に対する適合性について検証する。



（１）地域間幹線系統としての適合性

- ・ 以下の①～⑦の全ての要件に適合することが必要となる。
 - ①路線定期運行
 - ②複数の市町村にまたがる系統
 - ③広域行政圏の中心市町村、都道府県庁所在地、広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると都道府県協議会が認めたものへの需要に対応して設定
 - ④１日当たりの運行回数が３回以上
 - ⑤１日当たりの輸送量が15～150人見込まれる
 - ⑥経常赤字が見込まれる
 - ⑦補助対象期間の末日（9月30日）において引き続き運行される

★Nーバスでの適合性のポイントは②と⑤である。

- ・ ②に該当する路線は、名古屋市にまたがって運行する藤が丘線と、日進市にまたがって運行する南部線となる。
- ・ しかし、Nーバスで最も利用者が多い藤が丘線でも⑤の要件の１日当たりの輸送量が15人に満たない（10.5人）ため、地域間幹線系統に適合するNーバスの路線がない結果となった。

(2) 地域内フィーダー系統としての適合性

・下記①～⑥の全ての要件に適合することが必要となる。

①路線定期運行（Nーバスに該当する内容のみ記載）

②次のいずれかの要件を満たす系統（Nーバスに該当する内容のみ記載）

1) 補助対象地域間幹線バス系統のフィーダー系統であること

2) 交通不便地域における地域間交通ネットワークのフィーダー系統であること

※Nーバスの場合は、半径1 km以内にバス停、鉄軌道駅がない地域を交通不便地域としての指定を受ける必要がある。

③地域における既存の交通ネットワークや生活交通ネットワーク計画の地域間幹線系統に係る部分の記載との調整・整合が図られている

④当該補助対象期間中に新たに運行を開始する（Nーバスに該当する内容のみ記載）

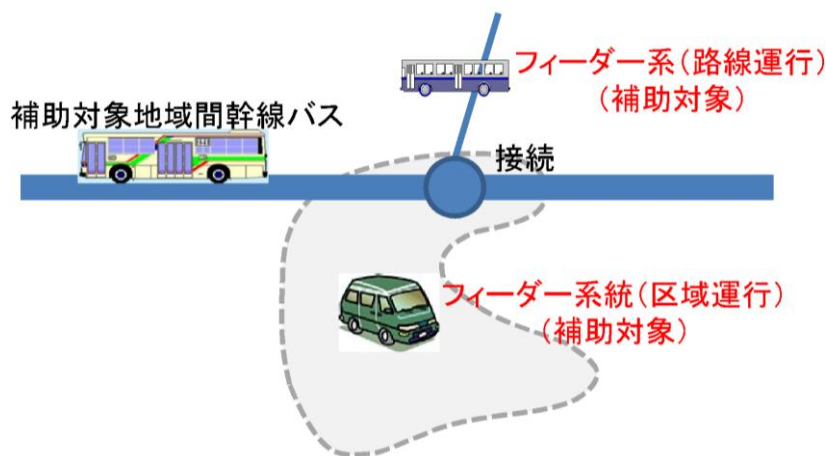
⑤経常赤字が見込まれる

⑥補助対象期間の末日（9月30日）において引き続き運行される

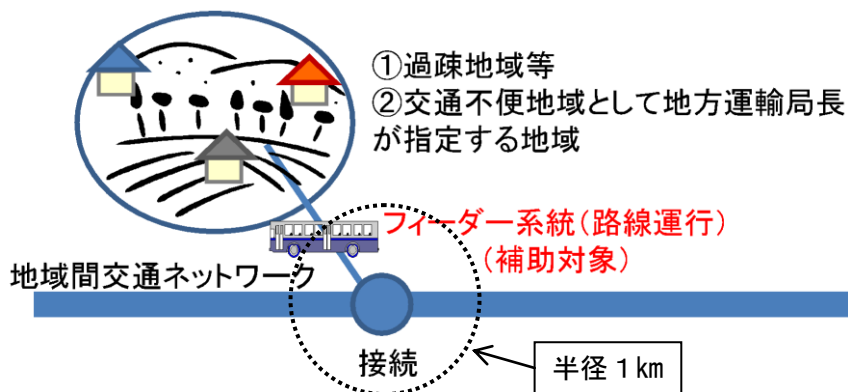
★Nーバスでの適合性のポイントは②と④である。

・④については、現在のNーバスは実証運行という扱いから、新年度（平成24年4月）からは新規路線として位置づけられる。そこで、以降では上記の要件②についての適合性を検証する。

<上記の要件②を満たす系統のイメージ図>



1) 補助対象地域間幹線バス系統のフィーダー系統のイメージ図



2) 交通不便地域における地域間交通ネットワークのフィーダー系統のイメージ図

＜Nーバスで2頁②の要件を満たす系統＞

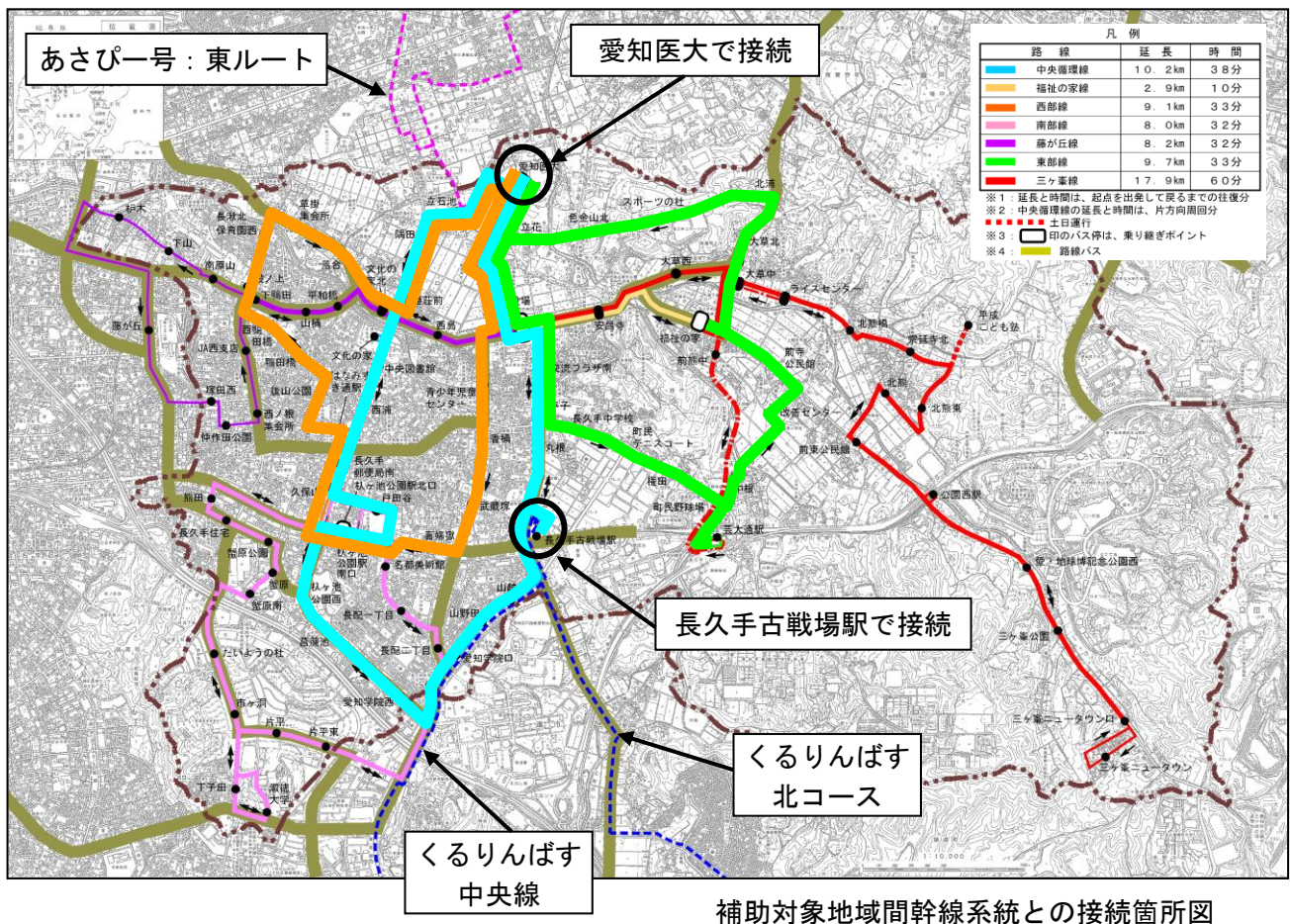
1) 補助対象地域間幹線バス系統のフィーダー系統

- ・ Nーバスが接続する他市の路線の中で、補助対象地域間幹線系統の指定を希望している路線は、下記の隣接2市の路線である。

A. 日進市くるりんばす：中央線、北コース（Nーバスと長久手古戦場駅で接続）

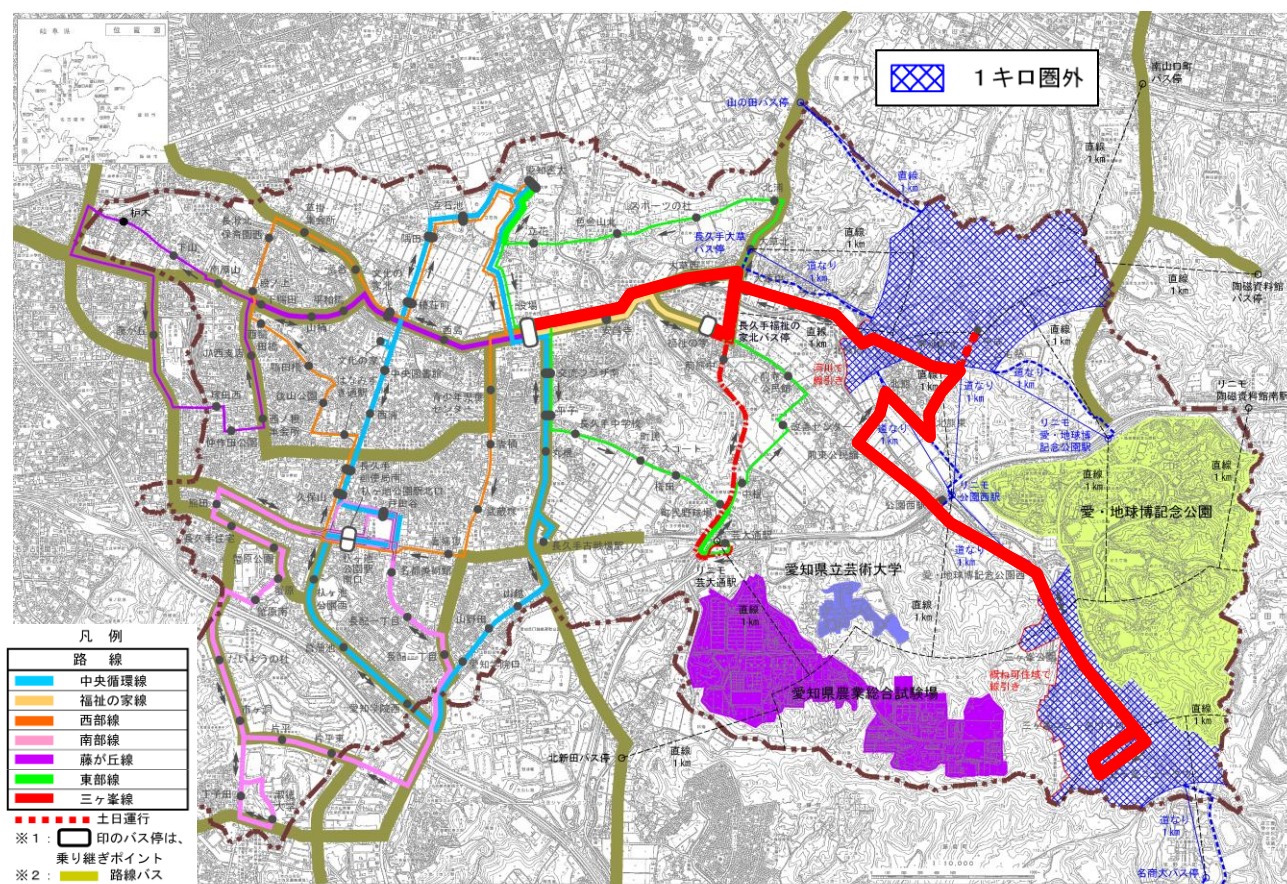
B. 尾張旭市あさびー号：東ルート（Nーバスと愛知医大で接続）

- ・ 上記A、Bと接続するNーバスの中央循環線（右回り、左回り）、西部線、東部線が、補助対象地域間幹線バス系統のフィーダー系統として適合する路線となる。



2) 交通不便地域における地域間交通ネットワークのフィーダー系統

- ・半径1 km以内にバス停、鉄軌道駅がない範囲（一部、道なりの距離で補正）は下図のとおりとなり、Nーバスの三ヶ峯線がその1キロ圏外を運行し、交通不便地域における地域間交通ネットワークのフィーダー系統として適合する路線となる。



既存駅・バス停（リニモ・名鉄バス）から1キロ圏外の範囲図

<Nーバスで2頁②の要件を満たす系統のまとめ>

地域公共交通確保維持改善事業の活用にあたっては、下記の路線について取り組む。

1) 補助対象地域間幹線バス系統のフィーダー系統

- ・中央循環線（右回り、左回り）、西部線、東部線

2) 交通不便地域における地域間交通ネットワークのフィーダー系統

- ・三ヶ峯線

2. 今後の取組スケジュール

- ・平成 23 年度は、長久手市は経過措置で「地域公共交通活性化・再生総合事業」として事業を実施し、その補助対象期間は平成 23 年度中となる。
- ・一方、地域公共交通確保維持改善事業は、9 月 30 日を末日とする 1 年間となるため、本事業の活用可能期間は、平成 24 年 4 月 1 日からとなる。
- ・本事業の活用の際に必要となる「生活交通ネットワーク計画」は 3 ヶ年分の計画策定を行い、平成 24 年 9 月 30 日までの半年分と、平成 24 年 10 月 1 日～平成 25 年 9 月 30 日までの 1 年分の補助事業の申請のために、平成 24 年 6 月末までにまとめて提出する。

